表四十五専門学校琉球リハビリテーション学院医療専門課程言語療法学科の項中「平成二十年三月一日」の下に「（平成二十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の前に次のように加える。

専門学校琉球リハビリテーション学院医療専門課程言語聴覚学科	平成二十一年四月一日

表四十五を表四十六とする。

表四十四鹿児島医療技術専門学校医療専門課程作業療法学科（夜間部）の項の前に次のように加える。

鹿児島医療技術専門学校医療専門課程言語聴覚療法学科	平成二十三年三月一日
鹿児島医療技術専門学校医療専門課程作業療法学科（昼間部）	平成二十三年三月一日

表四十四鹿児島医療技術専門学校医療専門課程保健看護学科の項の前に次のように加える。

鹿児島医療技術専門学校医療専門課程診療放射線技術学科	平成二十三年三月一日

表四十四鹿児島医療技術専門学校医療専門課程理学療法学科（夜間部）の項の前に次のように加える。

鹿児島医療技術専門学校医療専門課程理学療法学科（昼間部）	平成二十三年三月一日

表四十四を表四十五とし、表四十三を表四十四とし、表四十二を表四十三とする。

表四十一学校法人松本学園日本総合教育専門学校教育・社会福祉専門課程幼児教育学科の項の前に次のように加える。

ＩＥＣ九州国際カレッジ専門学校文化教養専門課程総合英語ビジネス学科（昼間課程）	平成二十五年三月一日
ＩＥＣ九州国際カレッジ専門学校文化教養専門課程総合スポーツ科学学科（昼間課程）	平成二十五年三月一日

表四十一九州中央リハビリテーション学院医療専門課程理学療法学科（昼間部）の項の次に次のように加える。

九州中央リハビリテーション学院医療専門課程理学療法学科（夜間部）	平成二十五年三月一日

表四十一熊本駅前リハビリテーション専門学校医療専門課程作業療法学科の項及び熊本駅前リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科の項中「熊本駅前リハビリテーション専門学校」を「熊本駅前看護リハビリテーション学院」に改め、同表を表四十二とし、表四十を表四十一とする。

表三十九医療福祉専門学校緑生館看護師専門課程総合看護学科の項の前に次のように加える。

医療福祉専門学校緑生館看護師専門課程総合看護学科	平成二十五年三月一日

表三十九医療福祉専門学校緑生館リハビリテーション専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

佐賀県立有田窯業大学校専門課程陶磁器科（四年制）	平成二十五年三月一日

表三十九を表四十とする。

表三十八大原簿記公務員専門学校小倉校商業実務専門課程経理本科４年制学科の項の前に次のように加える。

麻生情報ビジネス専門学校工業専門課程ゲームクリエータ専攻科	平成二十四年三月一日
麻生情報ビジネス専門学校工業専門課程情報工学科	平成二十三年三月一日
麻生情報ビジネス専門学校商業実務専門課程税理士専攻科	平成二十五年三月一日

表三十八第一医療リハビリテーション専門学校医療専門課程作業療法学科（昼間部）の項及び第一医療リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（昼間部）の項中「平成十九年三月一日」の下に「（平成二十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表福岡医療リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法科の項の次に次のように加える。

福岡天神医療リハビリ専門学校医療専門課程作業療法学科（昼間部）	平成二十一年四月一日
福岡天神医療リハビリ専門学校医療専門課程理学療法学科（昼間部）	平成二十一年四月一日

表三十八福岡リハビリテーション専門学校医療専門課程作業療法学科（昼間部）の項の次に次のように加える。

福岡リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（夜間部）	平成二十二年三月一日

表三十八福岡リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（昼間部）の項の次に次のように加える。

専門学校穴吹医療カレッジ医療専門課程保健看護学科	平成二十三年三月一日
専門学校穴吹コンピュータカレッジ工業専門課程高度情報学科	平成二十三年三月一日

表三十五を表三十六とする。

表三十四下関コンピュータビジネス学院工業専門課程情報システム科（４年制）の項の次に次のように加える。

専門学校ＹＩＣリハビリテーション大学校医療専門課程作業療法学科	平成二十一年四月一日
専門学校ＹＩＣリハビリテーション大学校医療専門課程理学療法学科	平成二十一年四月一日

表三十八を表三十九とし、表三十七を表三十八とし、表三十六を表三十七とする。

表三十五四国リハビリテーション学院医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

専門学校穴吹医療カレッジ医療専門課程保健看護学科	平成二十三年三月一日
専門学校穴吹コンピュータカレッジ工業専門課程高度情報学科	平成二十三年三月一日

表三十五を表三十六とする。

表三十四山口医療福祉専門学校医療専門課程作業療法学科の項及び山口医療福祉専門学校医療専門課程理学療法学科の項中「平成十九年三月一日」の下に「（平成二十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表を表三十五とする。